

第3回 常滑市水道料金及び下水道使用料審議会 議事録

開催概要	
開催日時	令和8年3月17日(火) 13時30分～15時20分
開催場所	常滑市役所 会議室F
出席委員 (敬称略)	会長 千頭聡 副会長 平山修久 委員 柿田聖子、岩田照巳、榎原進、桜庭幸恵、竹内真美
欠席委員 (敬称略)	委員 坂田一亮
出席職員	建設部長 山本雅和
事務局	水道課 課長 小西権市、副主幹 吉田明子 下水道課 課長 肥田敦之、課長補佐 澤田知宏、主任 水野祐子

次第	概要
議事	
(1) 第2回のふりかえり	<p>(委員) (資料 P8)</p> <p>水洗化率の設定に使用している類似団体の平均値は、具体的にはどのようなものですか。</p> <p>(事務局)</p> <p>処理区域内人口及び人口密度、供用開始後年数による類型別の統計があり、当市の公共下水道事業は処理区域内人口が3万人以上10万人未満、人口密度が50人/ha未満、供用開始後年数が30年未満の類型ですので、その平均値を使用しています。</p>
(2) 使用料体系案設定の考え方	<p>(委員) (資料 P21)</p> <p>基本使用料対象件数の表について、説明してください。</p> <p>(事務局)</p> <p>市街地部では、現状の使用者1件当たり平均排出量が月18m³ですので、令和16年度の1件当たり排出量も同様と想定し、見込み有収水量を18m³で割った件数を、月額基本使用料をいただく対象件数としています。</p> <p>(会長)</p> <p>合計欄の14,118「人」を、14,118「件」としてください。</p> <p>(委員) (資料 P19)</p> <p>本来は基本使用料で賄うべき需要家費と固定費は使用料対象経費全体の約71%なので、本来であれば使用料収入の約71%を基本使用料で賄うべき</p>

であるということを示さなくてもいいですか。将来的に使用料対象経費約7億円のうち基本使用料で支えていただく部分がどれだけかという理想は、持っておくのかどうかということです。

(事務局)

当市では浄化センターを独自で運営しているため固定費が大きくなっていますが、現状の基本使用料から3倍と、県内他市の基本使用料が概ね1,000円までとなっているところを上限と考えると、需要家費・固定費の20～30%の水準となってしまいます。

(委員)

市民の方への説明では、本来は需要家費と固定費を基本使用料として考えなければならないが、一気に全部は難しいので、今回は管きょやポンプに係る固定費を基本使用料として、残りを超過使用料としていきたいと考えているという説明の方がいいと思います。

改定は今回限りではないので、資料19ページのように30%という数字を出すと、次回の検討が苦しくなるのではないかという趣旨です。

(事務局)

将来的に基本使用料の割合を高めていくことは国からも示されているところですので、基本使用料は需要家費・固定費の30%という今回の割合は、次回改定に引き継ぐものではないと考えています。

(委員)

19ページ右側の表に、全体から見た割合を併記した方が、分かりやすいと思います。

(事務局)

資料に加えます。

(会長)

今のご意見は、需要家費・固定費の20～30%という数字を出発点にする次回以降それが固定されてしまうのではないかというご指摘だと思うので、固定費も本来は全部基本使用料の徴収で賄うべきだが、一気に難しいから、今回はこれだけ、次回はそれ以外のところも極力基本使用料で賄うことを目指すといった説明があったほうがいいかもしれません。

(会長) (資料P19)

経営の安定を考えると、事務局としては需要家費・固定費30%を基本使用料とすることがいいですか。

(事務局)

そのとおりです。

	<p>(委員) 国土交通省等で、上下水道の料金・使用料収入のうち基本使用料の割合の目安の指標はありますか。</p> <p>(事務局) 把握していません。</p> <p>(会長) (資料 P25) 基本使用料の大幅改定を前提とするという言葉は、大幅改定はやむなし等、表現を変えてはどうですか。</p> <p>(事務局) 修正します。</p>
<p>(3) 使用料体系案について</p>	<p>(委員) (資料 P46) 月の排出量 10 m³、20 m³、1,000 m³とありますが、具体的にどういった使用者をイメージすればいいですか。</p> <p>(会長) 月 10 m³は单身や2人世帯で、高齢者世帯もあるかもしれませんが、家で炊事をしない若者世帯も含まれると思います。月 10 m³の使用者の負担増への配慮といったときに、高齢单身世帯を想定した配慮か、若者世帯を想定した配慮かで、受け止め方は違うかもしれません。</p> <p>月 20 m³は一般的な3~4人の世帯です。</p> <p>(事務局) 月 10 m³の使用者には、单身世帯等の他に、トイレのみ使用の事務所も含まれています。</p> <p>月 1,000 m³を超える使用者は、ホテル、大きめの工場、大型のショッピングセンター等で、使用者数としては約 10 件です。</p> <p>(会長) 今の説明を、資料に入れてください。</p> <p>(会長) (資料 P27、P36) 案 1 の特徴には超過使用料が定額の改定で分かりやすい、案 4 の特徴には定率の改定で理解が得られやすいと書かれていますが、どのような根拠ですか。</p> <p>(事務局) 資料を作る際に、定率改定のメリットを調べたところ、このような記載がありました。</p>

(会長)

他市の審議では定額の方が理解を得られやすいという議論もありますので、予断をもって定額・定率どちらがいいと言わない方がいいと思いました。

(委員) (資料 P46)

市内のレストラン等、月 40~50 m³位の区分もあるといいと思います。

(事務局)

追加します。

(委員) (資料 P47)

県内比較資料について、説明をお願いします。

(事務局)

現行の使用料は赤色に示した位置で、各案を採用した場合には黄色の位置になるということを表した資料です。例えば半田市では使用料改定の審議会答申を受けていますが、条例改正を把握できた分のみ反映しています。

(委員) (資料 P29)

20 m³と最高使用料単価の倍率は、20 m³の利用者が多いから 20 m³と比較しているのですか。

(事務局)

最も使用料単価が低いのが月 20 m³の場合であるため、それを比較対象としています。

(委員) (資料 P47)

市民の方がこの資料を見るときに、半田市等より高くないかといったことを気にすると思うのですが、他の市も使用料改定をしていくと、今検討している新しい使用料体系が、最終的にこのグラフでどういう位置関係になるか分からないのではないですか。

(会長)

まず、資料に時点を書いてください。

他市の改定については、知多半島内の動向は分かるかもしれませんが、県内全部の情報を集めるのは難しいですね。

(事務局)

基本的には、当市の下水道事業として必要な額があり、他市よりも高いからと言って改定幅を抑えるというものでもないという説明をさせていただ

けるとありがたいと思っています。

他市の改定については、まだ決まっていないことを資料に反映することは難しいと考えています。

(委員)

説明を聞いて分かってきました。こういう理由だから上がるんだということが、市民の方にも分かるように説明してもらえるといいと思いました。

(委員)

周りの方と下水道使用料の話をして、値上げというと嫌だという反応があって、よく説明をしないと納得される方は少なかったです。

私自身もこれまで使用料体系などあまり把握していませんでしたが、審議会で説明を聞いて、未来の子どもたちのためにも基本使用料等の土台があるというのは納得できる部分だと思いました。市民の方にも、書面などでいかに伝えていくかで、理解してもらえば納得してもらえるといます。

下水道使用料とは直接関係ありませんが、水道料金改定のチラシは本当に少し書いてあるだけだったので、もっと誰にでも分かる説明がほしいと思いました。

納得できるような説明をしてもらえば、案5で基本使用料を上げるということは賛成です。

(委員)

経営の安定が目標になっていると思いますが、そこが一番重要なところだと思うので、案5がいいのかなと思います。

排出量が少ない層にも配慮があるようですし、多く排出するところは多く負担するというのもありますけれども、それは当然のことかなと思います。

(委員)

月10^mの排出量の区分で軽減するところは、ご老人に配慮されている形で、案5が一番いいのかなと思いました。事務所のトイレというような使用者の方も含まれると、なかなか難しいとも思いましたが、私は案5がいいのかなと思います。

先ほどの委員が言われたように、水道と下水道の周知は、広報だけではなく色々なところで目に見えるようなアピールをしていくことが大事だと思います。

(委員)

高齢の単身世帯や、障害のあるかたには、案5がいいのかなと思います。

(委員)

この案がいいというふうには、答えられないです。

市民からすると、下水道事業が企業会計として、本当はこうあるべきところが、実はこう抑えられているといったことが、うまく説明されれば良いと思います。

(委員) (資料 P51)

一番大事なことは、経営を少しでも安定させるために、市民全員でしっかり支える、その形にどう近づけるかというところだと思います。

事務局の提案理由の1点目は、経営の安定化のために基本使用料が一番高いものを選ぶということだと思いますが、そうすると案1, 5, 6になると思います。

定額と逓増の話がありましたが、少しでもみんなで支えるという観点からは定額がいいだろう、とすると案1ですが、案1では月10 m³の使用者の負担がかなり上がってしまいます。逓増度で大口に配慮しつつ、少量使用者にも配慮するところを考えているのは、この6案の中では案5になると思います。

市民の方には色々な使い方があるので、それらの方々への配慮をしっかり説明していくような形になれば良いと思います。

資料46ページの月1,000 m³の使用者では、案4と同じくらいの負担増になっているので、これは次回改定で配慮を考えることになるかと思いますが、今回は月10 m³の使用者の激変を少しでも緩和するということを考えて案1ではなく案5にするという形と理解しました。

(会長)

一委員として意見を言わせていただくと、私は案1が良いと思っています。理由はいくつかありますが、ある種の福祉的な観点をどこまで使用料体系に入れるかはとても難しく、月10 m³という排出量だけをもって福祉的なサービスを入れるという議論はよくない、そういったものは市長の判断だと思います。ただ、案5の考え方もよく理解できます。

(会長)

皆さんのご意見で、案5がこの中では一番採択しようとのことでした。

	<p>また、なぜ案5の改定が必要なのかを市民の方へ丁寧に説明しないといけないということを、皆さんが指摘されました。</p> <p>最終的な答申の中では、ぜひ我々の思いとしてそれを伝えるということを、次回の審議会で議論したいと思います。</p> <p>今日の段階で、使用料の体系案としては案5で行くということで、皆さんよろしいでしょうか。</p> <p>(委員から異義なし)</p> <p>(会長)</p> <p>今日はいくつか資料の修正がありますので、後日事務局から皆さんへ送ってもらえますか。</p> <p>(事務局)</p> <p>資料を修正し、皆さんへ送信させていただきます。</p>
(4) 次回の審議について	<p>(事務局)</p> <p>本日、皆様から案5がいいということでご意見をいただきましたので、それを答申書としていきます。審議会としての結論だけではなく、その前提となる部分も分かるようにと思っていますので、ご意見などがありましたら、メールでご連絡ください。</p> <p>次回は事務局で答申書の素案を作成し、お示しする予定です。</p> <p>(会長)</p> <p>可能であれば、次回までに答申の構成と付帯意見の項目を事前に各委員へ送ってください。</p>
その他	<p>(事務局)</p> <p>特に無いようですので、これで閉会します。本日はご出席ありがとうございました。</p>